

工芸に関する知的財産権について

千葉県立〇〇高等学校 ○ ○ ○ (芸術科 工芸)

1 はじめに

「著作権」や「意匠権」という言葉は知らなくても、勝手に他人の作品を真似たり、キャラクター商品やブランド品などの模倣品を作って販売することは良くないのではないかと考える高校生は多いと思われる。また、生まれた時には既にコンピュータや携帯電話などが存在し、インターネットやメールでのやりとりが生活の一部となっている高校生にとって、簡単に手に入れたり加工することのできる情報を扱うにはルールやマナーが必要であることも、実生活の中で既に学んでいるのではないだろうか。

このような社会情勢の中で、教科指導において「著作権」「肖像権」などをどのように扱ったらよいのかについては、日頃から興味のあるところであった。折しも平成20年に改訂された学習指導要領で「第7節芸術 第2款 各科目第7 工芸 I 3内容の取り扱い」の中に、「(5) 工芸に関する知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。」の文言が加えられた。「第4 美術 I」では「知的財産権や肖像権」という文言になっている。知的財産権とは何なのかを知り、授業の中ではどのように生徒に意識づけをすることができるのかを考えるきっかけになればと思い、この主題を設定した。

2 学習指導要領における扱い

新学習指導要領解説 芸術編「内容の取り扱い」には、「美術」と「工芸」で「知的財産権」等についてそれぞれ次のように記載されている。

美術 I	工芸 I
(6) 美術に関する 知的財産権 や 肖像権 などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。	(5) 工芸に関する 知的財産権 などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。
生徒が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で、 著作権 などの 知的財産権 に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。 絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真、テレビ番組、映画、コンピュータソフトなどの作品には原則として 著作権 がある。このため、絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真を用いて模写をしたりコラージュをしたりすること、テレビ番組や市販されて	生徒が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で、 著作権 などの 知的財産権 に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。

<p>いるビデオやコンピュータソフトの一部ないし全部を使用してビデオ作品を制作することなどについては、原則として著作権を持つ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作者の了承を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは、例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。なお、原則として、個人が著作者の場合はその没後50年、法人が著作者の場合は公表後50年、著作者にかかわらず映画の場合は公表後70年を経たものは、著作権がなく、自由に利用できる。</p> <p>生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。</p> <p>また、肖像権については著作権などのように法律で明記された権利ではないが、プライバシーの権利の一つとして裁判例でも定着している権利なので、写真やビデオを用いて人物などを撮影して作品化する場合、相手の了解を得て行うなどの配慮が必要である。</p>	<p>また、工芸作品のコピーの作成などをする場合は、原則として著作権を持つ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作者の了承を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは、例外となる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。なお、原則として、個人が著作者の場合はその没後50年、法人が著作者の場合は公表後50年を経たものは、著作権がなく、自由に利用できる。また、工芸に関する知的財産権には、単に工芸作品としての著作権だけでなく、その材料や技法に関する特許権、既存の製品のデザインやアイデアに関する意匠権・実用新案権、ネーミングとしての商標権など多様なものがある。</p> <p>生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。</p> <p style="text-align: right;">(比較のため太字は筆者が加工)</p>
--	--

特に「工芸」では、「特許権」「意匠権」「実用新案権」「商標権」について触れている。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを『産業財産権』といい、特許庁が所管しています。産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持することによって、産業の発展を図ることを目的にしています。これらの権利は、特許庁に出願し登録されることによって、一定期間、独占的に実施(使用)できる権利となります。(特許庁ホームページ「産業財産権について」より)

3 「知的財産権」とは

「知的財産権」によって保護される内容とは何か。ここでは「美術」や「工芸」で扱う内容に触れながらまとめてみようと思う。「知的財産」とは、人間の創造的活動により生み出されたものであり、形のない情報が権利の対象となっている。「知的財産権」とは「著作権」と「産業財産権」を合わせたものであり、授業の中での取り扱いは、いずれも作者の権利を尊重し、文化や社会の発展を維持する上で重要な役割を担うことに気付かせることが目標となる。

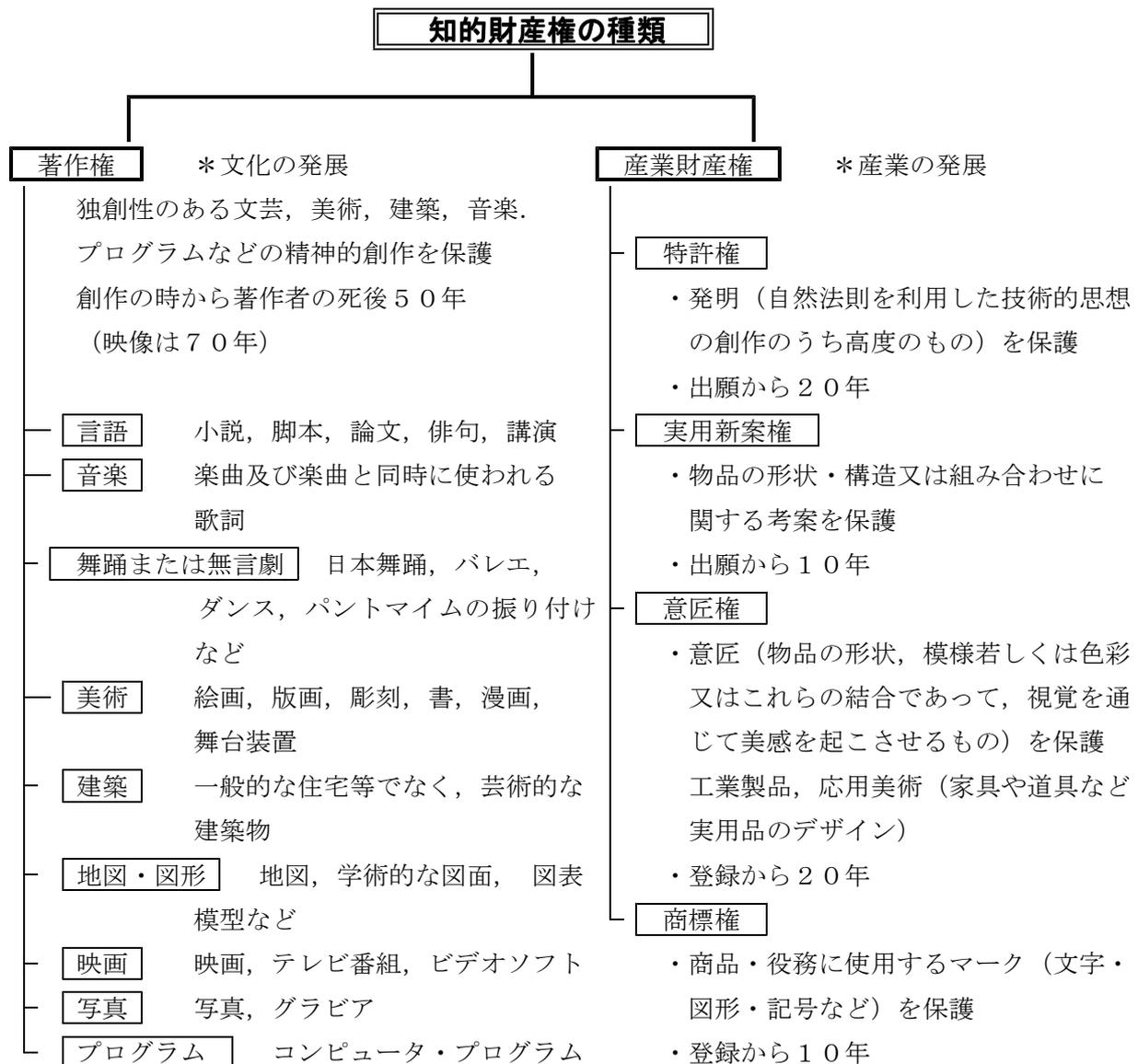
「著作権」とは自分の作品（著作物：思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの）を他者に勝手に使われないための権利であり、文化を保護するものである。「著作物」には、「単なるデータ」「単なる事実や他人の模倣」「アイデア」「工業製品」などは除かれる。それに対して「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」は「産業財産権」と呼ばれ、産業を保護するものとされている。

また、「産業財産権」は、発明や物品の形状・構造に関する考案を出願したり、意匠やロゴマークなどを登録することで模倣品や粗悪品を排除し、商品のブランド価値や品質を保護しようという、法令によって守られた権利である。「工芸」の学習の中では、いわゆる手づくりの工芸作品は「著作権」によって保護されることや、工業製品などのように量産を目的とした生産のための工芸品は「産業財産権」で保護されることにも触れておきたい。

つまり違法のコピー商品である「海賊版」は、音楽CD・ドラマや映画などのDVD・写真・ゲームソフトなどの「著作権」を侵害するものであり、偽ブランドの「模倣品」は、ブランド品・時計・電化製品などの「産業財産権」を侵害しているものということになる。折しも「模倣品・海賊版拡散防止条約」という国際条約が、2010年の成立を目標に日本・米国・欧州連合加盟国・韓国など先進国を中心に交渉が進められており、モラルの向上を呼びかけるだけでなく、輸出入時に偽物が流通することを防いだり、偽ラベルの作成を防ぐような対策が取られることになるらしい。

「美術」における「肖像権」は、法律として明文化されたものではないため、法令によって保護されるものではないが、他者の写真や映像を撮ったり、作品化したり公表する時には相手の了解を得る必要があることを理解させることが大切である。例えば友人をモデルに絵を描く時には了解を得ることや、ホームページに行事の写真などで本人の許可を得ることなく人物の写真載せてしまう場合には、個人が特定できないような構図や大きさを画像処理をするなどの配慮が必要になることなど、身近で具体的な事例を伝えることが有効であると思われる。

そもそも著作権制度は、ヨーロッパ諸国で印刷術の発明により複製が作られるようになったということに対する著作物の保護のために18世紀から19世紀にかけて法律が作られたことに始まる。国際的には1886年に10カ国が集まり、スイスで「ベルヌ条約」（文学的及び美術的著作物の保護に関する条約）が作成され、現在では164カ国が加盟している。日本では図書を出版する者を保護するため明治2年に「出版条例」が作られ、明治32年に「著作権法」が制定され、ベルヌ条約にも加盟した。近年では産業の国際競争力の強化、経済の活性化のために知的財産の重要性の認識が高まる中、平成14年に「知的財産基本法」が制定され、以来、時代に合わせて改訂が進められている。「著作権法」には、「著作物に関する著作者の権利」並びに「実演、レコード、放送に関し著作者の権利に隣接する権利」（著作隣接権）が定められており、著作権を侵害した場合には民事上の損害賠償の他、「10年以下の懲役、1000万円以下の罰金」が刑事上の罰則として科せられることがあるとされている。



*「知的財産権」には、「その他」として「回路配置利用権」「育成者権」「営業秘密等」が含まれる。

【コピーライトマークとトレードマーク】

① コピーライトマーク (copyright mark) : © または (C)

「© ○○○○○ (著作権者の名) ◇◇◇◇ (初回の発行年)」のように表示され、著作権の登録をしなくても著作権が○○○○○にあることを表す。「万国著作権条約」では、登録を義務づけている国であっても、© マークを付けることで登録しなくても登録されているものと見なされ、著作物が保護された。主に米国で使われていたが、現在ではほとんどの国が登録の必要がない「ベルヌ条約」を締結したため、本来の意味はなく、権利者名を示すために利用されている。

② トレードマーク (registered trademark) : ®

登録商標 (特許庁に登録が認められた商標) のことを示すが、必ず表記しなければならないものではない。

4 「知的財産権」に関する意識調査

(1) 高校生の「知的財産権」に関する意識調査アンケート

では、高校生たちは「知的財産権」についてどのような認識を持っているのだろうか。本校
工芸選択者1，2年生に下記のようなアンケート形式で訊ねてみた。

知的財産権についての意識調査アンケート（生徒用）

I 次の言葉についてあてはまる項目に○をつけてください。

	意味を知っている	聞いたことがある	知らない
知的財産権			
著作権 ©			
特許権			
意匠権			
実用新案権			
商標権 ®			

II 次の項目について、著作権を侵害している場合やあてはまらない場合には「×」、 著作権侵害にならない場合やあてはまる場合には「○」を（ ）の中に記入してください。

- ① 映画館で上映中の作品をビデオカメラで録画した ()
- ② 図書館で蔵書の大半のページをコピーした ()
- ③ イラスト集から好きな絵をコンビニでコピーした ()
- ④ 漫画のキャラクターをフィギュア化して売った ()
- ⑤ 人気キャラクターを自分で描いてブログで公開した ()
- ⑥ 有名な画家の画風をまねて違う作品を作りあげた ()
- ⑦ HPにニュース記事をそのまま掲載した ()
- ⑧ テレビで放映されていた映画を録画して個人的に楽しんだ ()
- ⑨ 人気アニメのキャラクターをお店の宣伝チラシに載せた ()
- ⑩ 気に入ったTシャツをまねて売る目的でTシャツを作った ()
- ⑪ 葛飾北斎の「富嶽三十六景」の模写をした ()
- ⑫ コラージュで他人の写真を使った ()
- ⑬ 美術の授業でアニメのキャラクターを使った作品を作った ()
- ⑭ ⑬の作品を美術館に展示した ()
- ⑮ 体育祭の看板に、人気漫画のキャラクターを無断で描いた ()
- ⑯ ⑮がよくできたので、校内にずっと展示した ()
- ⑰ 高校生の作った作品には著作権はない ()
- ⑱ 自分の作品の著作権を保護するためには登録が必要だ ()

III 著作権が侵害されていると思う事例や、著作権についての意見を書いてください。

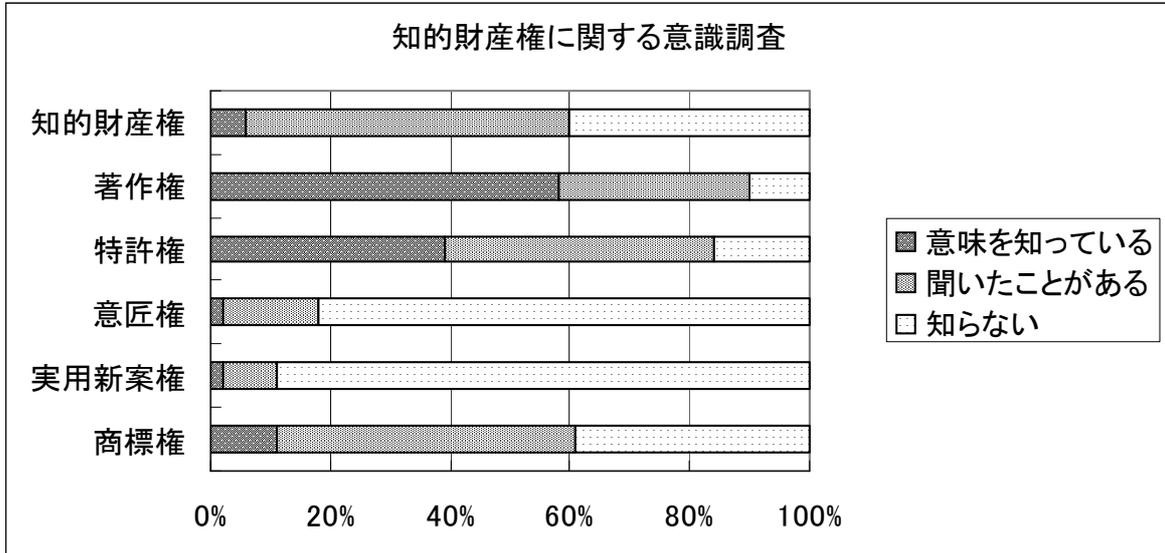
(IIの質問項目の出典及び解説は、次ページに記載)

(2) 意識調査アンケート（結果及び解説）

アンケートの回答から、下記のような結果が得られた。正解の根拠となる解説を加えながら、まとめてみた。

2010年6月実施 * 回答数：172

I 次の言葉についてあてはまる項目に○をつけてください。（単位：％）



II 著作権を侵害している場合やあてはまらない場合には「×」、
著作権侵害にならない場合やあてはまる場合には「○」。

番号	正解	解説 (解説内容は、右欄「参考資料」より要約)	正解率 (%)	参考資料 (欄外下) 数字は頁
①	×	著作権法上はOKだが「 <u>映画の盗撮の防止に関する法律</u> 」により私的使用でも×。	91	A 31
②	×	営利を目的とせずに <u>一部のページ</u> を図書館が行った場合は特例でOK。	51	A 16
③	○	コピー機に関する特例により私的使用目的であればOK。	82	A 36
④	×	<u>個人的に楽しむため</u> ならOKだが、営利目的だと×。著作権者の許諾が必要。	86	A 18
⑤	×	漫画などのキャラクターは、 <u>漫画の著作物として保護される</u> ので×。	40	A 52
⑥	○	画風だけなら絵画の複製とはいえないのでOK。	69	A 105
⑦	○	事実の伝達に過ぎない時事の報道は著作物ではないのでOK。	53	A 104
⑧	○	個人で楽しむための録画なら私的使用になるのでOK。	89	A 111
⑨	×	<u>私的使用には該当しない</u> ので×。	83	A 123
⑩	×	著作権法上は図柄に芸術性があるかどうかの問題。 <u>意匠法・不正競争防止の問題</u> から×。	81	A 126

⑪	○	作者の死後50年以上経過すれば著作権は消滅するのでOK。	85	D
⑫	×	他人の作品を変形させることは <u>著作者人格権の侵害</u> になるので×	70	A 3 4
⑬	○	「授業の過程」と認められるので、第35条によりOK。	77	D
⑭	×	外部の展覧会での発表は、「 <u>授業の過程</u> 」を逸脱しているので×	78	C 1 6
⑮	○	学校行事は「授業の過程」と認められるので、第35条によりOK。	67	B 1 4
⑯	×	<u>必要な期間を超える</u> ことは、著作権者の利益を不当に害することになるので×	54	B 1 4
⑰	×	思想又は感情を創作的に表現したものは <u>児童・生徒の作品でも著作物</u> と認められる。	85	B 6
⑱	×	<u>著作物を創作した時から著作権は発生</u> する。ただし「登録制度」というものは存在する。	52	A 3 8

【アンケート作成に使用した参考資料】

A : 「これだけ覚える著作権入門」	秦克則著 成美堂出版
B : 「ケーススタディ著作権 1 学校教育と著作権」	大和淳著 CRIC
C : 「生徒のための著作権教室」	作花文雄著 sarah
D : 「場面对応型指導事例集 著作権教育5分間の使い方」	文化庁発行パンフレット

Ⅲ 著作権が侵害されていると思う事例や、著作権についての意見を書いてください。

- ・ ネット上での音楽や動画のダウンロード。海賊版DVD。(多数)
- ・ テーマパークやイベントにおけるキャラクターの模倣。(多数)
- ・ 曖昧でわかりづらい。ややこしい。
- ・ なくてはならないものだ。守らなくてはならないものだ。
- ・ 将来困らないように知っておきたい。

(3) アンケート結果についての考察

「著作権」に関しては90%、「特許権」は80%を超える生徒が「意味を知っている」あるいは「聞いたことがある」と回答しているが、「意匠権」「実用新案権」はいずれも80%を超える生徒が「知らない」と答えている。それでも「著作権」には◎、「商標権」にはⓂを示したことで、「どこかで見たことがある。」「このマークは何かと思っていた。」という声を聞くこともできた。いずれも、日常生活の中で、日用品やキャラクター商品などについているものを見たことがあることから「知っている」という回答につながったようである。

実生活の中では、CDやDVDには「無断で複製することを禁じます。」という注意書きが書かれていたり、映画館では「映画を録画することは犯罪です。」というテロップが流れたりしている。ゲームソフトや動画、音楽などのダウンロードに対する関心も高く、昨今ではニュ

ースでも著作権の侵害についての報道が取り扱われたりしているため、身近な問題として意識している生徒も多いと思われる。

それに対して学校教育においては、高等学校に入学するまでの学習経験として、特別に時間をかけて改めて「著作権教育」というものを受けた経験のある生徒は非常に少ないようである。今回の改訂で小学校・中学校においては「道徳」の中で「情報モラル」を扱い、中学校では「音楽」「美術」の教科で「知的財産権」という文言が取り入れられた。高等学校でも普通科ではこれまでは「情報」の教科で扱う内容であったが、今回、芸術教科「音楽」「美術」「工芸」「書道」の中でそれぞれ取り扱うこととなった意義は大きいと思われる。しかしながら高等学校での芸術は選択制である上に、「産業財産権」についての記載があるのは「工芸」だけであり、その扱いにバラツキが生じるのはやむを得ない。ちなみに工業・農業・商業などの専門高校では「産業財産権」の科目が設定されている。

アンケートの項目でも、条件を少し変えただけでも答えが違って来るなど回答に迷う内容もあり、「著作権」や「産業財産権」は生徒の生活に直接に関わるものでありながら、曖昧でわかりにくいという印象があることは否めないと感じている。できることなら義務教育の間にきちんと学習の機会を設け、高等学校では芸術に限らず各教科の学習の中で関連する具体的な事例などを示しながら取り扱うなど、校種や教科の枠を超えた取り組みが必要であると思われる。

5 著作物を利用する場合のルール

他人の著作物は、すべて使ってはいけないということではない。すでに発表されている作品を参考にしたり利用することで、新たな作品が生まれ、文化の発展に寄与してきたという側面もある。大切なことは作者の権利を尊重することであり、そのためにルールがあることを理解した上で活用することができるようにしたいものである。

本来、著作物のコピーを取るには許可を得る必要があるが、特に教育現場においては例外的に教員も生徒も作者の許可を得ることなくコピーを取って利用することができるという措置がある。そこには、これから世の中に出て社会の一員として社会をつくっていく生徒たちの学習の幅を広げ、その成長を期待するという意味があることも付け加えておきたい。

(1) 他人の「著作物」の利用について

(「著作権テキスト」文化庁 p. 52)

他人の「著作物」等を利用するときには、次のような場合には了解を得ずに利用することができる。

1 保護対象となる著作物でない場合

日本において著作権が付与され、保護対象（無断で利用できない）とされている著作物は

- ① 日本国民の著作物
- ② 日本国内で最初に発行された著作物
- ③ 条約によって保護の義務を負う外国の著作物

2 保護期間が切れている場合

3 「権利制定規定」による「例外」の場合

これらに該当しない場合は著作権者を調べ、利用の許可を得る必要があるが、著作権者に直接許可を得るのではなく著作権管理団体から許諾を受けられる場合もある。

(2) 「自由利用マーク」

文化庁では3つのタイプの「自由利用マーク」を制定し、「著作者が自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよい」と考える場合に、マークを付けることでその意思表示ができるようになっている。

「自由利用マーク」について

(「著作権テキスト」文化庁 p. 51)

① 「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク



「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク
(変更, 改変, 加工, 切除, 部分利用, 要約, 翻訳, 変形, 脚色, 翻案などは含まれません。そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます)
(会社のパンフレットにコピーして配布することなどは, 営利目的の利用ですが, 無料配布であればできます)

② 「障害者のための非営利目的利用」OKマーク



障害者が使うことを目的とする場合に限り, コピー, 送信, 配布など, あらゆる非営利目的利用を認めるマーク
(変更, 改変, 加工, 切除, 部分利用, 要約, 翻訳, 変形, 脚色, 翻案なども含まれます)

③ 「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク



学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り, コピー, 送信, 配布など, あらゆる非営利目的利用を認めるマーク
(変更, 改変, 加工, 切除, 部分利用, 要約, 翻訳, 変形, 脚色, 翻案なども含まれます)

(3) 教育現場における運用

(「著作権テキスト」文化庁 p. 62)

(学校その他の教育機関における複製等)

学校・公民館などで教員等や授業を受ける者(学習者)が教材作成などを行うためにコピーする場合に「例外的な無断利用」ができる。インターネットを通じて得た著作物をダウンロードしたり, プリントアウト・コピーして教員等が教材作成を行ったり, 学習者が教材としてコピーしたものを他の学習者に配布して使うような場合にも適用される。

【条件】

- ア 営利を目的としない教育機関であること
- イ 授業(注1)等を担当する教員等やその授業を受ける学習者自身がコピーすること
(指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能)
- ウ 授業の中でそのコピーを使用すること
- エ 必要な限度内の部数であること
- オ 既に公表されている著作物であること

カ その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
(ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されて
いるものを複製する場合等は対象外)

キ 慣行があるときは「出所の明示」(注2)が必要 ((注)は筆者)

注1 授業：いわゆる授業だけでなく、特別教育活動である運動会等の学校行事も含まれる。

注2 「出所の明示」：複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、
著作物の題名、著作者名、出版社名などを明示しなければならない。

6 おわりに

「知的財産権」の中でも、生徒にとって一番身近に感じられるものは「著作権」のようである。しかし「著作権」は「意匠権」や「商標権」と関係が深く、また、区別がつけにくいものも多い。生徒のアンケート回答にもあったように「曖昧でややこしい」というのが本音である。高校生にとって音楽や映像のダウンロードやコピーは日常的に行われていることでもあり、改めて「法律」や「モラル」という言葉が出てくると難しく面倒なものに感じられる。ましてやこれはダメ、あれもダメだということだけでは定着していかない。著作物を利用する立場としては社会人のモラルとして知っておくべきことがあるということ、商品を作ったり販売したりする権利者の立場になった場合には、更に法的な規定について学び、活用する必要があること、権利や利益を守ることが文化や産業の発展につながることを伝えることが大切である。

「美術」や「工芸」の授業の中で「知的財産権」に触れることで、生徒が少しでも興味を持ち、「著作権」や「産業財産権」について調べたり、どうすれば作者の権利や心情を尊重することができるのかを考えたり、実生活の中で活用していくきっかけになれば良いと思う。

「知的財産権」に関する資料を調べていると、ついつい「法的には是か非か」という視点で物事を捉えがちになってしまう。確かに「著作権」に関する判例には興味深いものがあるが、一つ一つの事例については法律の専門家の判断を仰がなければわからないことが多い。また、情報・メディアに関する「著作権」「著作隣接権」は更に幅広く多様な知識が必要となる。詳しくは後記の【参考文献・資料】などを紐解いて頂ければと思う。

「将来困らないように知っておきたい。」という生徒の声に応えることができるよう、最後に知的財産権教育を行うときの参考資料の探し方を載せることで、ガイドブック代わりにお使いいただければ幸いである。

【著作権関係団体】 C R I C ホームページより抜粋

所管官庁 文化庁長官官房著作権課 TEL 03-5253-4111

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 <http://www.bunka.go.jp>

著作物全般 社団法人 著作権情報センター(C R I C) TEL 03-5353-6921

〒163-1411 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティータワー11F
<http://www.cric.or.jp>

音楽 社団法人 日本音楽著作権協会(J A S R A C) TEL 03-3481-2121

〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 <http://www.jasrac.or.jp>

小説 社団法人 日本文藝家協会 TEL 03-3265-9658

〒 102-8559 東京都千代田区紀尾井町 3-23 文芸春秋ビル新館

<http://www.bungeika.or.jp>

脚本 協同組合 日本脚本家連盟 TEL 03-3401-2304

〒 106-0032 東京都港区六本木 6-1-20 六本木電気ビル 8 階 同連盟著作権部

<http://www.writersguild.or.jp>

協同組合 日本シナリオ作家協会 TEL 03-3584-1901

〒 107-0052 東京都港区赤坂 5-4-1 6 シナリオ会館 同協会著作権担当

<http://www.j-writersguild.org>

美術作品 社団法人 日本美術家連盟 (JAA) TEL 03-3542-2581

〒 104-0061 東京都中央区銀座 3-10-19 美術家会館 同連盟著作権係

<http://www.jaa-iaa.or.jp>

デザイン 社団法人 日本グラフィックデザイナー協会 (JAGDA)

TEL 03-5770-7509

〒 107-6205 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 5 F <http://www.jagda.org>

写真 有限責任中間法人 日本写真著作権協会 (JPCA) TEL 03-3221-6655

〒 102-0082 東京都千代田区紀尾井町 3-23 文芸春秋ビル新館

<http://www.jpca.gr.jp>

出版物 社団法人 日本書籍出版協会 TEL 03-3268-1303

〒 162-0828 東京都新宿区袋町 6 日本出版会館 同協会調査部

<http://www.jbpa.or.jp>

雑誌 社団法人 日本雑誌協会 (JMPA) TEL 03-3291-0775

〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-7 <http://www.magazine.or.jp>

実演 社団法人 日本芸能実演団体協議会 (芸団協) TEL 03-5353-6600

<http://www.geidankyo.or.jp>

実演家著作隣接権センター (CPRA) TEL 03-3379-3571

〒 163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11 F

<http://www.cpra.jp>

レコード・CD等 社団法人 日本レコード協会 (RIAJ) TEL 03-6406-0513

〒 107-0061 東京都港区北青山 2-12-16 北青山吉川ビル 11 階 同協会法務部

<http://www.riaj.or.jp>

放送 日本放送協会 (NHK) TEL 03-3465-1111

〒 150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1 NHKライツ・アーカイブスセンター

<http://www.nhk.or.jp>

社団法人 日本民間放送連盟 (NAB) TEL 03-5213-7717

〒 102-8577 東京都千代田区紀尾井町 3-23 同連盟デジタル推進部

<http://www.nab.or.jp>

ビデオ 社団法人 日本映像ソフト協会 (JVA) TEL 03-3542-4433

〒 104-0045 東京都中央区築地 2-12-10 築地MFビル 26 号館

<http://www.jva-net.or.jp>

映画 社団法人 日本映画製作者連盟 TEL 03-3243-9100

〒 103-0027 東京都中央区日本橋 1-17-12 日本橋ビルディング 2 F

<http://www.eiren.org>

広報用ビデオ映像（教育関係） 社団法人 映像文化製作者連盟 TEL 03-3279-0236

〒 103-0022 東京都中央区日本橋室 4-2-9 三徳日本橋ビル 6 F

<http://www.eibunren.or.jp>

出版物（新聞・書籍・雑誌等）の複写 社団法人 日本複写権センター（JRRC）

TEL 03-3401-2382

〒 107-0061 東京都港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 F 同センター事務

<http://www.jrrc.or.jp>

コンピュータ・ソフトウェア 社団法人 コンピュータ・ソフトウェア著作権協会

(ACCS) TEL 03-5976-5178

〒 112-0012 東京都文京区大塚 5-40-18 友成フォーサイトビル 5 F

<http://www2.accsjp.or.jp>

【無償貸し出しソフトの紹介】 企画・制作：私的録画補償金管理組合（sarah）

- ・「おじゃる丸 チョサクケンと3つの約束」 ・「チャレンジ！ コピーライトクイズ」
- ・「上戸彩の著作権早わかり」, 「著作権を知っていますか？ ～著作物の私的使用」

[申し込み・問い合わせ先]

著作権情報センター（CRIC） ソフト貸出係（FAX：03-5858-5887）

CRIC ホームページから「貸出申込書」をプリントアウトして申し込む。

【文化庁が提供する著作権学習教材等】

- ・「著作権テキスト」 文化庁長官官房著作権課

文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp>)

- ・紙しばい方式で学ぶ著作権教材「はじめて学ぶ著作権」
- ・クリックするたびに著作権がわかる！楽しみながら学べる学習ソフト
「高校生のための著作権教材」, 「著作権なるほど質問箱」

パンフレット

- ・「学校における教育活動と著作権」 ・「『自由利用マーク』について」
- ・場面对応型指導事例集「著作権教育5分間の使い方」
- ・「インターネット時代の まんが著作権教室」・「コミックでわかる著作権 おじゃる丸」

政府インターネットテレビによる広報

- ・「違法？合法？ダウンロードにご注意！～著作権法改正」

【参考文献・資料】

- ・「はじめての著作権講座 著作権って何？」 著作権情報センター
- ・「わかりやすい知的財産権のはなし」 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
- ・「知って活かそう！著作権 書・音楽・学校の現場から」 神谷信行著 日本評論社
- ・「著作権の窓から」 半田正夫著 法学書院
- ・「産業財産権標準テキスト（総合編・特許編・商標編・意匠編）」 工業所有権情報・研修館
- ・「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」

著作権法第35条ガイドライン協議会